

香芝市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年2月29日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査

第2 監査の対象

広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会

第3 監査の執行日

令和6年1月25日

第4 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、補助金交付団体の職員の説明を聴取する方法で実施した。

第5 監査の結果

監査した結果、補助金交付団体への財政的援助等に係る出納その他事務の執行については、概ね妥当に処理されていると認められたものの、一部に留意を要する事項が見受けられた。

1 要望事項

- (1) 広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会規約と整合性が取れていない規程の条項については、その内容を精査するとともに速やかに是正し、適正な協議会の運営に努められたい。
- (2) 年度当初の支払いに窮しないためにも、両市町の負担金については年度開始後早急に交付されるよう協議されたい。